

## 上牧町広報広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上牧町有料広告掲載基準に基づき、上牧町が発行する広報かんまき（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の要件)

第2条 広報に掲載する広告は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのないもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのないもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものでないもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するものでないもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのないもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現でないもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を抱くおそれのないもの
- (8) 割引券、引換券、クーポン券等として使用できるものでないもの
- (9) その他広報に掲載することが不相当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の大きさは1枠当たり、縦55ミリメートル、横82.5ミリメートル以内とし、広報紙面1段を使用する場合は2枠分縦55ミリメートル、横165ミリメートル以内とする。なお、1回に2枠分以上の広告を掲載する場合は、偶数枠の掲載に限るものとする。

2 広告の掲載位置は、広報主管課が決定する。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり1回10,000円とする。ただし、初回に掲載する月を含め、12か月以内に3枠分以上の広告を掲載する場合であって、第10条の規定に基づき、掲載料を全額前納する場合に限り、掲載料は別表のとおりとする。

(広告の掲載の申請)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、広報広告掲載申請書（第1号様式）に掲載しようとする版下を添えて、広告の掲載を希望する広報の発行日の1か月前までに町長に申請しなければならない。

(広告の掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、広告の掲載の可否を決定し、広告主に対し、広報広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する

ものとする。

2 町長は、広告の掲載の目的を達成するため必要があると認めるときは、広告主に対して、広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(変更等の届出)

第7条 広告主は、自己の都合により広告の内容を変更しようとするとき又は広告の掲載を取り止めるときは、その旨を書面にて、広報発行日の15日前までに町長に届け出なければならない。

(広告の版下)

第8条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載の取消し)

第9条 町長は、広報の発行上支障があるとき又は広告主が町長の指定する期日までに掲載料を納付しなかったときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。ただし、広告の掲載の決定を取り消したことにより、広告主に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わないものとする。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広告主に対し、その旨を広報広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、第6条第1項の規定による通知を受けた日から7日以内に掲載料を全額納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載料の還付)

第11条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 上牧町の都合により広告を掲載することができなくなった場合
- (2) 正当な事由があると町長が認めた場合

2 前項ただし書により還付する掲載料には利子を付さない。

3 第1項ただし書の規定により掲載料の還付を受けようとする広告主は、広報広告掲載料還付請求書(第4号様式)を提出するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

掲載枠数	1 枠当たりの掲載料
3 枠から 4 枠まで	9, 0 0 0 円
5 枠から 6 枠まで	8, 5 0 0 円
7 枠から 8 枠まで	8, 0 0 0 円
9 枠から 1 0 枠まで	7, 5 0 0 円
1 1 枠から 1 2 枠まで	7, 0 0 0 円
1 3 枠以上	6, 5 0 0 円